

## 65歳以上の方（第1号被保険者）の段階別介護保険料

介護保険料は、3年ごとに見直され、介護サービスにかかる費用などにより基準額を算定します。保険料額は、その基準額をもとにして、皆さんの所得等に応じて9段階に調整されます。

（消費税率10%への引き上げにより、第1～第3段階の方の保険料が公費負担により軽減されています）

### 【段階別介護保険料額】

★は軽減後の割合と額

段階	対象者（令和3年度から）	算定方法	R3年度～R5年度 保険料年額
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5 ★基準額×0.3 (△0.2)	35,400円 ★21,240円 (△14,160円)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75 ★基準額×0.5 (△0.25)	53,100円 ★35,400円 (△17,700円)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75 ★基準額×0.7 (△0.05)	53,100円 ★49,560円 (△3,540円)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	63,720円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円を超える方	基準額	70,800円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	84,960円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	92,040円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	106,200円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.7	120,360円